

大垣市税条例等の一部改正について

1 趣 旨

平成28年度税制改正及び消費税率引上げ時期の変更に伴う地方税法等の一部改正を踏まえ、大垣市税条例等の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 法人市民税関係

① 法人税割の税率の改正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率を引き下げる。

法人市民税法人税割 (税 率)	現 行	改正案
	9.7%	6.0%

(2) 個人市民税関係

① 住宅ローン減税の延長

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成31年から平成33年まで延長する。

(3) 軽自動車税関係

① 車体課税の見直し

消費税率10%引上げ時に県税である自動車取得税が廃止され、自動車税（県税）及び軽自動車税（市税）について、取得時に課税される環境性能割が創設される。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とする。

	現行制度	H31.10.01～
取得に対する課税	自動車取得税(県税)	軽自動車税環境性能割(市税)
所有に対する課税	軽自動車税 (市税)	軽自動車税種別割(市税)

環境性能割

納税義務者	三輪以上の軽自動車の取得者（新車・中古車を問わず）
課税標準	軽自動車の取得価額（免税点は50万円）
その他	当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う

主な環境性能割の税率（営業用及び軽貨物車の税率は別途基準有）

税 率	軽乗用車
非課税	電気自動車
	天然ガス車（H21排出ガス基準10%低減）
	ガソリン車（H32燃費基準+10%達成かつH17排出ガス基準75%低減）
課税標準×1.0%	ガソリン車（H32燃費基準達成かつH17排出ガス基準75%低減）
課税標準×2.0%	ガソリン車（H27燃費基準+10%達成かつH17排出ガス基準75%低減）
課税標準×3.0%※	上記以外の車

※当分の間、2.0%とする。

② グリーン化特例の延長

平成27年度末で期限切れを迎えた軽自動車税のグリーン化特例について、現行の措置を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで取得した三輪以上の軽自動車（新車のみ）を対象に賦課する平成29年度軽自動車税に適用する。

(4) その他

地方税法等の改正により、条項の修正、繰下げ等所要の改正を行うもの。

3 施行期日

項 目		施行期日
(1)法人市民税関係		平成31年10月1日
(2)個人市民税関係		公布の日
(3)軽自動車税関係	①車体課税の見直し	平成31年10月1日
	②グリーン化特例の延長	平成29年4月1日